

富津市国民健康保険運営協議会会議録

1 会議の名称	平成27年度 第2回富津市国民健康保険運営協議会
2 開催日時	平成27年8月7日(金) 午後1時00分～午後1時45分
3 開催場所	富津市役所 2階 第二委員会室
4 審議等事項	議件 (1)富津市国民健康保険運営協議会会長及び副会長の選挙について 報告事項 (1)平成26年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について
5 出席者	委員 杵崎兆延 飛澤三郎 鮎川和子 齊藤千代子 熊切 篤 山寄智子 高梨良勝 福原敏夫 永井庄一郎 松原和江 事務局 佐久間清治 磯貝睦美 渡邊房男 坂本秀則 栗本聖子 原 沙織
6 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	
8 傍聴人数	0人(定員2人)
9 所管課	健康福祉部 国民健康保険課 保険係 電話 0439(80)1271
10 会議録(発言の内容)	別紙のとおり

栗本係長

定刻となりました。欠席される旨ご連絡いただいている方を除いてお集まりいただいております。

ただ今より、平成27年度第2回富津市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。お手許の次第により進めさせていただきます。

なお、富津市国民健康保険運営協議会の委員定数は、12名でございます。本日、10名の委員の方に出席いただいておりますので運営協議会は成立いたします。

それでは、次第の2「市長あいさつ」でございます。佐久間市長より、ごあいさつ申し上げます。

佐久間
市長

皆さんこんにちは。

本日は、大変ご多用なところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、日頃から国民健康保険事業の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜りますことに、厚く御礼申し上げます。

委員の皆様方には、6月末日をもちまして、2年間の任期が終了したところでございますけれども、引き続き多数の方に携わっていただけること、また新たに2名の方に加わっていただけますことに心から感謝を申し上げます。

国民健康保険制度を取り巻く情勢は、急速な少子高齢化の進展、医療の高度化等に伴う医療費の増加に加え、就業構造の変化による低所得者層の増加により、国保財政は極めて厳しい運営状況にあります。

こうした中で、医療保険制度改革法が5月27日に成立いたしました。今回の大きな柱は、国保制度の見直しで、平成30年度から、県と市町村とともに国保の運営を担っていくこととなります。県は財政運営の責任主体となり、一方市町村は、引き続き保険税の賦課・徴収や保健事業を担当することや、財政安定化基金を創設することなどが盛り込まれているところでありますけれども、細部を具体化する議論につきましては、今後も国と地方3団体によります国保基盤強化協議会で進められることとされております。

これからも国の情報を的確に把握し、国や県の補助金の確保を図るとともに、特定健康診査、特定保健指導など保健事業の積極的な展開によりまして、医療費の適正化・抑制に鋭意努力し、子どもから高齢者まで、安心して医療を受けられる事業運営に努めて参りますので、今後とも、委員の皆様方のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の会議内容につきましては、はじめに本協議会の会長及び副会長を選挙いただきまして、2点目に平成26年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込の報告でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

栗本係長 続きますして、次第の3「富津市国民健康保険運営協議会委員の紹介」でございます。7月1日から委嘱をさせていただいておりますので、健康福祉部長の磯貝より改めてご紹介申し上げます。

磯貝部長 健康福祉部長の磯貝でございます。よろしくお願いたします。平成27年7月1日付けで、富津市国民健康保険運営協議会の委員に委嘱させていただきました。本日改めてご紹介を申し上げます。お手元の委員名簿の番号順にご紹介いたしますので、恐れ入りますが、呼ばれた方はご起立をお願いいたします。

(委員名簿に沿って委員の紹介)

栗本係長 続きますして、次第の4「議事」でございます。富津市国民健康保険条例施行規則第6条に「運営協議会の議長は会長とする。」と規定されておりますが、委員就任後の最初の会議であるため、会長及び副会長が不在でありますので、会長、副会長が選挙されるまでの間、市長に議事進行をお願いします。

佐久間 市長 それでは、会長、副会長が選挙されるまでの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、議件(1)「富津市国民健康保険運営協議会会長及び副会長の選挙について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

渡邊課長 それでは、お手許にございます資料の1ページをご覧ください。国民健康保険法施行令の抜粋を記載してございます。第5条第1項に「協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。」とあり、第2項に「会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。」とありますので、会長及び副会長を、公益を代表する委員の中から、全委員による選挙により当選人を決定していただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

佐久間 市長 事務局の説明は終わりました。選挙にはいろいろな方法がございますが、いかがいたしましょうか。

杵崎委員 前回と同様に指名推選という方法で選出をお願いしたいと思っております。

佐久間 市長 ただ今、杵崎委員から前回と同様に指名推選というご意見が出ましたが、いかがでしょうか。

委員一同 異議なし。

佐久間 市長 それでは、指名推選の方法による選挙に決定されましたので、最初に、どなたか会長の推選をお願いいたします。

福原委員 従前会長を務められました高梨委員にそのまま会長職をお願いしたいということでよろしくをお願いいたします。

佐久間 市長 ただ今、福原委員の方から高梨委員を会長に推薦がございました。当選人に決定することで、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

佐久間 市長 異議なしと認めます。高梨委員が会長に当選されました。続きまして、副会長はどなたがよろしいでしょうか。

飛澤委員 福原委員にお願いしたらいかがだと思います。ぜひお願いしたいと思います。

佐久間 市長 ただ今、飛澤委員の方から福原委員を副会長に推選されました。当選人に決定することで、ご異議ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

佐久間 市長 異議なしと認めます。福原委員が副会長に当選されました。それでは、会長、副会長が選挙されましたので、私の議事進行は終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

高梨会長 それでは皆さん、こんにちは。百何年かと言われるような猛暑の中で、大変皆さん方、お疲れのところ、暑いところ、ご出席をいただきまして、御苦労様でございます。

ただ今、引き続き会長をすることになりましたけれども、私も大変長くなりましたから、いろいろ考える面があるわけでございますけれども、残任期間があるものですから、来年の議会が終了するまで私の任期もございますので、よろしくひとつお願いしたいと思います。

ご承知のとおり、先ほども市長の挨拶にございましたけれども、非常に市民の皆さんから注目をされる委員会になってきました。今振り返ってみますと、ちょうど私がこの議会に出てきたときには、今から35年前ですから、大変古いわけでございますが、恐らく予算が十何億しかなかったと思いますよ。それでも十分間に合ったわけです。今70億でも足りないという時代になりましたからね。これは時代の変化といえますか、流れが変わってきました。それだけ注目されている私どもの仕事でございますから、なるべく市民の皆さんの負託に応えるように運営に協力していき

いと思いますので、よろしくお願いたします。

栗本係長 ありがとうございます。続きまして、福原副会長、願いたします。

福原副会長 それではただ今、副会長をとということでございますので、引き続き副会長職を申しつかりました福原でございます。
何はともあれ、会長を補佐することが福会長の役目でございますので、国保の協議会の運営をみなさんと一緒に取り組んでいきたいと思っておりますので、今後もひとつお願いをいたします。
どうもありがとうございました。

栗本係長 ありがとうございます。
それでは、この後の議事進行を高梨会長に願いたします。

高梨会長 それでは、規約に従いましてしばらくの間、議事進行を務めさせていただきます。ご承知のとおり、3時から行事の方を控えておりますので、よろしくそのつもりで協力を賜りたいと思っております。
それでは、報告事項（1）「平成26年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

坂本補佐 報告事項（1）の「平成26年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込」につきましてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

去る5月22日に開催していただきました第1回運営協議会におきまして、4月末における平成26年度決算見込みをご報告いたしました。が、平成26年度決算が調製され、7月13日に監査委員の審査に付されましたので改めてご報告させていただきます。

お手許にございます資料の2ページをご覧いただきたいと思っております。表の1番左に科目、その右の（a）列に平成26年度予算現額、その右の（b）列に平成26年度決算見込額、（c）列に平成25年度決算額、その右に決算見込額から予算現額の差引き額、更に対予算比を記載し、そして表の右半分は科目ごとの説明を記載しております。

それでは、歳入について科目ごとに決算見込額と予算現額を比較しながらご説明申し上げます。

まず、国民健康保険税についてご説明申し上げます。表の中ほどよりやや上に国民健康保険税の計の行があり、その（b）列に決算見込額を記載しております。16億9,947万534円の決算見込みで、予算現額に対しまして797万1,466円の減額となる見込みです。これは3月補正の時点で、現年度分86.92%、滞納繰越分16.79%と平成26年度の決算収納率を想定した収納率が、この決算見込みでは現年度分が87.88%、

滞納繰越分が13.55%と現年度分は想定より0.96%の増となったものの、滞納繰越分が想定よりも3.24%の減となることが減額となった主な要因と考えます。

次に国庫支出金ですが、合計で15億4,310万6,449円の決算見込みで予算現額に対しまして103万6,551円の減額となります。これは④の療養給付費負担金の減額、⑥の高額医療費共同事業負担金の減額と⑦の調整交付金について、算定の基礎となる保険給付費が当初予算算定時と比較し減額となったことなどから、普通調整交付金は減額となっておりますが、経営姿勢が良好である団体に交付される特別調整交付金、いわゆる特々調が前年度と同額の約7,600万円の交付となったことなどによりまして、国庫支出金全体では若干の減額となるものでございます。

なお、④の療養給付費等負担金は、一般被保険者の保険給付費等の32%相当額が交付されるものですが、8か月分の給付実績額と4か月分の給付見込額の合計額に補正係数を乗じて交付されているため、平成27年度においてその精算を行います。

また、⑤の特定健康診査等負担金についても平成27年度において精算を行います。

次に⑩の療養給付費等交付金ですが、この交付金は退職被保険者に係る保険給付費等の額から、退職被保険者に係る国民健康保険税を控除した額が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、1億7,260万6,978円の決算見込みです。これも平成27年度に精算を行います。

次に⑪の前期高齢者交付金ですが、これは65歳以上75歳未満の高齢被保険者がかたよって存在することによって、医療保険者間の財政調整を行う目的で社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、17億2,847万8,212円の決算見込です。内容は平成26年度の概算交付額17億4,225万6,733円から、平成24年度の概算交付額が過大交付だったことによる平成24年度精算額1,377万8,521円を控除したものでございます。

また、この平成26年度の概算交付金は、翌々年度の平成28年度に精算を行うこととなっております。

次の県支出金につきましては、合計で3億9,972万3,861円の決算見込みで、予算現額に比べ1,321万6,861円の増額となります。これは、その保険者の取組み状況によって交付される特別調整交付金の増額が主な要因でございます。

次の共同事業交付金につきましては、医療費の額が30万円を超える場合の8万円を超える部分の額から、先ほどの⑪の前期高齢者交付金相当額を控除した額の59%が千葉県国民健康保険団体連合会で行っております高額医療費支払いのための再保険事業である共同事業から交付されるもので、予算現額に比べ、5,154万4,205円増額の7億6,421万9,205円の決算見込みとなります。

なお、平成26年度までは30万円を超える医療費を対象としておりましたが、この平成27年度からは全ての医療費が対象となり県単位で調整されることとなっております。

次の繰入金につきましては、予算現額の7億4,704万4,000円に対しまして、2億1,881万1,800円減額の5億2,823万2,200円の決算見込みです。一般会計からの繰入金では、物件費繰入金、出産育児一時金繰入金及び職員給与等繰入金が減額となっております。

なお、国民健康保険基金からの繰入金につきましては、3月時点の収支見込により、5千万円の取崩しを行い繰入れをしております。

次の繰越金につきましては、平成25年度からの繰越金で1億9,874万7,088円となります。

最後に、その他の収入です。国民健康保険税の督促手数料及び延滞金、不当利得や第三者行為求償による保険給付費の返納金及び国民健康保険基金の利子などの収入で2,719万8,912円の決算見込みとなります。

以上、歳入合計ですが、予算現額に対しまして1億4,314万5,561円減、対予算比マイナス1.99%の70億6,178万3,439円の決算見込みでございます。

引き続き、歳出につきましてご説明申し上げますので、3ページをご覧ください。

まずAの総務費です。これは国民健康保険を運営するための事務費及び職員給与費で1億5,343万3,535円の決算見込みです。この部分はすべて一般会計から繰入れが行われます。

次の保険給付費につきましては、中ほどより下に保険給付費の計の行がございます。保険給付費は、主に被保険者が窓口で支払った自己負担額の残りの7割から9割にあたります療養給付費や高額療養費などで、予算現額に対しまして、1億6,227万6,974円減額の45億3,231万7,026円の決算見込みとなります。

これは、昨年12月の支払時点におきまして、支払実績から2.48%と見込みました保険給付費の対前年度伸び率が、決算では1.06%で想定よりも伸びなったことによるものと考えております。

参考に申し上げますと、被保険者一人当たりの保険給付費は、平成26年度の平均被保険者数が15,775人ですので、28万7,311円となり、平成25年度が27万1,575円のため1万5,736円の増加となっております。

次のGの後期高齢者支援金等につきましては、後期高齢者医療制度を支援するため、後期高齢者医療の保険給付費の40%相当額を社会保険診療報酬支払基金へ拠出するもので、8億6,286万7,858円の決算見込みとなります。内容は、平成26年度の概算納付額9億2,257万9,920円から平成24年度の超過納付額5,977万4,666円を控除し、事務費6万

2, 604円を加算したものです。また、この平成26年度の概算納付額は、翌々年度の平成28年度に精算することとなります。

次のHの前期高齢者納付金等につきましては、高齢被保険者がかたよって存在することによりまして、医療保険者間の財政調整が行われます前期高齢者交付金の被保険者数割の支払基金への拠出金で、66万5,391円の決算見込みです。これも平成24年度の精算分と平成26年度の概算納付分でございます。

次のIの老人保健拠出金につきましては、平成20年度に支払基金へ概算納付してあります事務費拠出金の精算分で3万3,881円の決算見込みとなります。

次のJの介護納付金につきましては、介護保険給付費の29%相当額を医療保険者として負担するために支払基金へ拠出するもので、3億8,640万3,172円の決算見込みとなります。内容は、平成26年度の概算納付額4億1,732万8,920円に、平成24年度の超過納付額3,092万5,748円を控除したものでございます。これも翌々年度の平成28年度に精算を行うこととなります。

次のKの共同事業拠出金につきましては、国民健康保険団体連合会で事業運営しており、医療費の額が30万円を超える場合の高額医療費の支払いのための再保険事業であります共同事業に対する拠出金で、千葉県全体では年度当初に想定していた高額医療費の基準拠出対象額が減少したことなどから、予算現額に対しまして4,396万789円減額の7億4,627万9,211円の決算見込みとなります。

次のLの保健事業費につきましては、特定健康診査の事業費、短期人間ドックの助成費用やレセプト点検などの費用で、予算現額に対しまして1,093万1,220円減額の7,551万9,780円の決算見込みです。

短期人間ドックの助成実績につきましては、7万円を限度に助成し、437人の方にご利用いただいております。

次のMのその他の支出につきましては、基金積立金、保険税の過誤納還付金、国県支出金などの返還金及び予備費などで、予算現額に対しまして1,055万6,926円減額の2億867万4,074円の決算見込みとなります。

以上の歳出を合計いたしまして、69億6,619万3,928円の決算見込みとなり、歳入決算見込額の70億6,178万3,439円から差引きいたしますと、下の表の2段目にありますとおり、平成26年度は9,558万9,511円の剰余金が生ずる見込みでございます。

下の表の1段目は、5月の第1回運営協議会の際に報告しました4月末時点における歳入歳出見込でございますが、前回報告と比較いたしますと、剰余金につきましては6万5,853円の増額となります。

しかしながら、単年度収支で見ますと3ページの一番下に記載のとおり、実質単年度収支は3,439万3,043円のマイナ

スとなる見込みでございます。

なお、平成26年度末の国民健康保険基金残高は、およそ6億6千万円を見込んでおります。また、平成27年度末の基金残高は、およそ5億8千万円を見込んでおります。

以上で、報告事項(1)の「平成26年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について」の説明を終わりといたします。

なお、前回の協議会におきまして、県内の国保税の賦課の状況提供をとのご意見がございましたので、その他参考資料といたしまして、資料の4～5ページに「平成26年度の県内の賦課並びに税率の状況一覧表」を添付させていただきました。

若干説明させていただきます。保険税の賦課方式につきましては、医療・後期高齢者支援金分・介護分の3種類がございますが、全てに、所得割、土地や家屋の所有資産に応じた資産割、被保険者の人数に応じた均等割、世帯別平等割の4方式を採用している団体は、県内では本市の他には外房地域の勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町の計5団体となっております。

この近隣3市では、医療分は全て4方式ですが、後期及び介護分につきましては、所得割と被保険者均等割の2方式のみとなっている状況でございます。

課税限度額につきましては、平成26年度は81万円でしたが、この平成27年度は本協議会にも諮問いただき限度額85万円となっております。先月中旬に保険証及び納税通知書を発送させていただいております。

以上で、私からの説明を終わります。

高梨会長

説明が終わりましたが、何かご質問等ございましたらどうぞ。

松原委員

先ほど3ページの件で、平成26年度の基金の残高が6億6,000万円とおっしゃって、27年度が5億8,000万円とおっしゃいましたね。平成26年の基金が6億6,000万円という数字というのは、25年の基金が5億9,500万円でしたよね。それに対して、26年度、そこから基金の繰入れを5,000万円しましたよね。そしたらいくら基金の繰入れをしたことになるんでしょうか。

前回の5月22日のときにうかがったときには、基金の繰入れは1億1,800万くらいだったと思うんですけど。

渡邊課長

前年度25年度末の基金でございますが、5億9,571万2,000円ということになると思います。前年度の繰越金ですけど、こちらが先ほど申し上げたとおり、1億9,874万7,088円で、26年度の返還金がございます、それが8,011万2,088円、その他に利子分の積立金が13万3,535円で、基金の積立金になりますけれど、1億1,876万4,534円に今回5,000万円取崩しをしましたので、26年度基金残高は6億6,447万6,791円となります。

高梨会長 よろしいですか。

松原委員 はい、ありがとうございました。

高梨会長 ほかに、何か質問はありますか。
ないようですので、次第の5「その他」に入りたいと思います。
どうぞ。

渡邊課長 「その他」といたしまして、前回の会議です、運営協議会委員の視察研修でございますが、今回は、収納関係が優れている山梨県甲州市を予定しております。甲州市につきましては、徴収率が山梨県の市の中では1位ということをお聞きしております。日程等につきましては、また皆様方に後日通知いたしますので、ご出席をよろしくお願いいたします。以上でございます。

高梨会長 皆さんご承知のように、甲州市は姉妹都市ですから、遠慮なく行って、話せるとお思います。
それでは日程等が決まり次第また皆さんにお諮りしたいと思います。よろしいですね。
ほかにございますか。
なければ、以上を持ちまして、本日の国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後1時45分閉会宣言)

上記のとおり会議の経過を記載し、事実と相違ないことと証するためにここに署名する。

平成27年8月21日

議事録署名人